

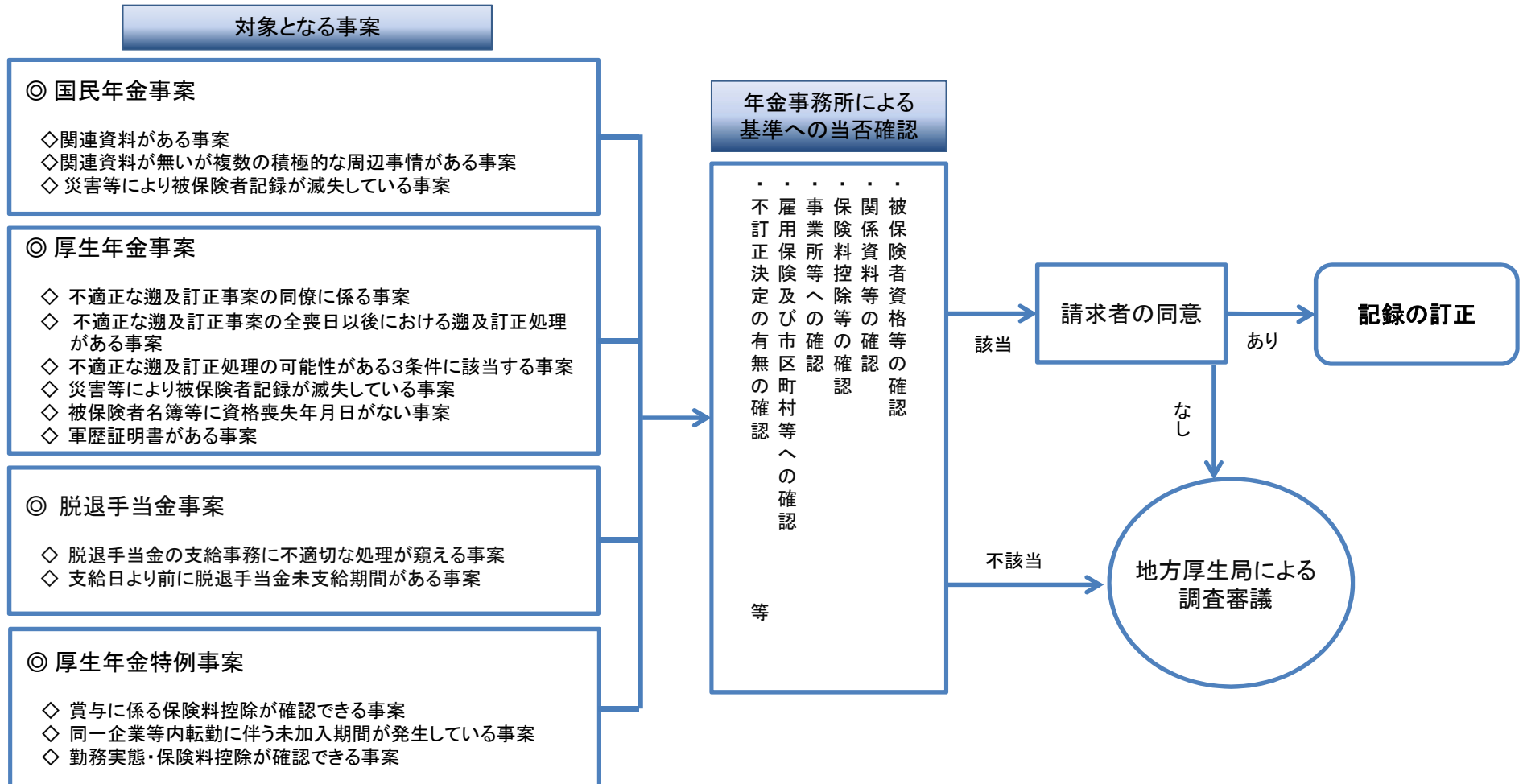
# 社会保険庁等通知・機構事務処理要領と 年金事務所段階における訂正処理基準の比較

(補足)

厚生年金特例法に基づく年金事務所段階での記録訂正に係る  
厚生労働省令について

## ④年金事務所段階における訂正処理基準・要領(案)及び⑤厚生年金特例法施行規則第1条又は第22条に規定する場合に該当する場合の要領(案)の概要

請求されたすべての請求期間について、期間の全部が④年金事務所段階における訂正処理基準に該当する場合又は⑤厚生年金特例法施行規則第1条又は第22条に規定する場合に該当する場合は、請求者の同意の上、年金事務所段階で年金記録の訂正を行う。



# 年金事務所段階の記録回復基準全体像

## 国民年金法

請求内容に対応する関連資料がある場合

- 確定申告書(控)
- 家計簿
- 預貯金通帳等
- 預り証

H200428庁保険発第0428001号

請求内容に対応する関連資料がない場合

- 1年以下(現年度)
- 1年以下(現年度・過年度)
- 2年以下(現年度・過年度)
- 払出時点で過年度納付可能
- 同居親族同一納付

H211225庁保険発第1225002号

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準

H220930年管管発0930第3号

H240401要領第100号

※確認申立てを要しない

## 厚生年金保険法

不適正な遡及訂正事案の同僚事案

H200919庁保険発第0919001号

H201225庁保険発第1225004号

全喪日以後の遡及訂正事案

H201225庁保険発第1225003号

3条件該当事案(約6万9千件)

H211210庁保険発第1210001号

軍歴証明書がある事案

H240329事企指2012-39

保険者が自ら作成した回復基準

脱退手当金支給決定当時発行済みの厚生年金被保険者証に支給表示がない場合等

H211225庁保険発第1225001号

脱退手当金支給日以前に脱退手当金の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある場合

H220430年管管発0430第1号

H220430給付指2010-81

資格喪失年月日が確認できない場合における資格喪失年月日の設定

H221214要領第81号

H240401要領第101号

H241026記対指2012-111

※確認申立てを要しない

## 厚生年金特例法

包括的意見を踏まえた年金事務所段階での記録回復基準

H230809厚生労働省発年0809第8号

H230818年機構発第8号

H230829年管発0829第2号

「社会保険庁等通知」及び「年金記録に係る確認申立てに関する事務処理要領 106 号」と「年金事務所段階における訂正処理基準・要領」の比較

国民年金の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(関連資料あり事案)

※ 内容の追加・変更に係るもののみ下線で示している。

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理の促進について H20.4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や関の出金記録がある場合</li> <li>○ 申立内容に対応する確定申告書(控)がある場合</li> <li>○ 申立内容に対応する家計簿がある場合</li> </ul> <p>◇ 対象となるもの 省略</p> <p>◇ 以下の場合には、上記記録訂正の対象外とする。 ・ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">年金記録に係る確認申立てに関する事務処理要領 106 号 H24.8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 預貯金通帳又は金融機関の出金記録に、申立期間全体に対応する国民年金保険料の口座振替記録があるもの</li> <li>○ 確定申告書(控)がある場合であって、次のすべての要件を満たすもの</li> <li>○ 家計簿がある場合であって、次のすべての要件を満たすもの</li> </ul> <p>◇ 対象となる事案 省略</p> <p>◇ 対象外となる事案</p> <p>① 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合。 具体的には、 オ その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合 例えば以下の場合が考えられる。 a 上記ア～エの場合以外であって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられる場合</p> <p>b 納付したと主張する時期において免除の記録がある場合 c 当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張する場合(口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張する場合等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既に総務大臣からの記録訂正が不要である旨の決定が行われている事案(非あっせん事案。一部あっせん事案を含む。)についての再申立てである場合</li> </ul>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">年金事務所段階における訂正処理基準・要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申立期間に対応する国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳又は金融機関の出金記録がある場合</li> <li>○ 申立期間に対応する確定申告書(控)があり、次の全ての要件に該当する場合</li> <li>○ 申立期間に対応する家計簿があり、次の全ての要件に該当する場合</li> </ul> <p>◇ 訂正処理基準該当要件 省略</p> <p>◇ 訂正処理基準不該当要件</p> <p>イ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合 (オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合 例えば次の i からivまでのいずれかに該当する場合が考えられる。 i (ア)から(エ)までに該当しないものであって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられるもの(預かり証に係る事案に該当する場合を除く。) ii 納付したと主張する時期において免除の記録があるもの iii 申立期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張しているもの(口座振替制度開始前に口座振替で納付したとする主張するもの等。) <u>vi 20 歳到達前の期間や昭和 61 年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を申立しているもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>年金事務所段階における訂正処理対象外要件</b> 既に厚生労働大臣等又は総務大臣から年金記録の訂正をしない旨の決定が行われている事案等についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。</li> </ul>	<p>納付することが困難な状況についての具体的なものを総務省の記録回復基準整理票を参考に追加しました。</p> <p>基準の要件に該当しないものではないので、訂正処理基準不該当要件とは別に年金事務所段階における訂正処理対象外要件という項目を設け、そこに明示するようにしました。</p>

国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける  
年金事務所段階での記録回復について H23.9

○ 預り証のある申立てについて

◇ 対象事案

省略

◇ 対象外となる事案

② 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあつたと確認される申立ての場合

オ その他納付することが困難な状況にあつたと確認される場合

○ 未納・未加入期間に対する保険料納付の申立てであって、申立人が申立期間の全てについて、次の全ての要件を満たす納付組織の預り証(納付組織等の代表者等が発行した保険料を領収した仮領収書など。)を所持しているもの

◇ 対象となる事案

省略

◇ 対象外となる事案

① 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあつたと確認される申立ての場合。

具体的には、  
オ その他納付することが困難な状況にあつたと確認される場合

例えば以下の場合が考えられる。

- a 上記ア～エの場合以外であって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられる場合
- b 納付したと主張する時期において免除の記録がある場合
- c 当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張する場合(口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張する場合等)

○ 未納・未加入期間に対する保険料納付の申立てであって、申立人が申立期間の全てについて、次のすべての要件を満たす納付組織の預り証(納付組織等の代表者等が発行した保険料を領収した仮領収書など)を所持している場合

◇ 訂正処理基準該当要件

省略

◇ 訂正処理基準不該当要件

イ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあつたと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合

(オ) その他納付することが困難な状況にあつたと確認される場合

例えば次の i からivまでのいずれかに該当する場合が考えられる。

- i (ア)から(エ)までに該当しないものであって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられるもの(預り証に係る事案に該当する場合を除く。)
- ii 納付したと主張する時期において免除の記録があるもの
- iii 申立期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張しているもの(口座振替制度開始前に口座振替で納付したとする主張するもの等。)
- vi 20歳到達前の期間や昭和61年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を申立しているもの

(以下他の基準においても当該項目がある場合は同様に変更)

納付することが困難な状況についての具体的なものを総務省の記録回復基準整理票を参考に追加しました。

国民年金の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(関連資料なし事案)

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
<p data-bbox="219 239 860 331">第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理の促進について H20.4</p> <p data-bbox="189 365 890 441">○ 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間であり、かつ納付を認める積極的な事情がある場合</p> <p data-bbox="189 457 415 487">◇ 対象となるもの</p> <p data-bbox="231 499 308 529">省略</p> <p data-bbox="189 546 801 575">◇ 以下の場合には、上記記録訂正の対象外とする。</p> <p data-bbox="231 588 308 617">省略</p> <p data-bbox="219 693 860 785">国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について H21.12</p> <p data-bbox="189 814 890 932">○ 現年度・過年度納付を問わず、1年以下の未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件を満たすもの</p> <p data-bbox="189 949 890 1066">○ 現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件を満たすもの</p> <p data-bbox="189 1083 350 1113">◇ 対象事案</p> <p data-bbox="231 1125 308 1155">省略</p> <p data-bbox="189 1171 445 1201">◇ 対象外となる事案</p> <p data-bbox="189 1218 890 1293">③ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合</p> <p data-bbox="189 1310 890 1386">オ その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合</p>	<p data-bbox="937 239 1578 331">年金記録に係る確認申立てに関する事務処理要領 106号 H24.8</p> <p data-bbox="908 365 1638 441">○ 1年以下の未納期間に対する現年度保険料の納付の申立てであって、次のすべての要件を満たすもの</p> <p data-bbox="908 457 1133 487">◇ 対象となる事案</p> <p data-bbox="949 499 1026 529">省略</p> <p data-bbox="908 546 1163 575">◇ 対象外となる事案</p> <p data-bbox="949 588 1026 617">省略</p> <p data-bbox="908 814 1638 932">○ 現年度・過年度納付を問わず、1年以下の未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件を満たすもの</p> <p data-bbox="908 949 1638 1066">○ 現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件を満たすもの</p> <p data-bbox="908 1083 1133 1113">◇ 対象となる事案</p> <p data-bbox="949 1125 1026 1155">省略</p> <p data-bbox="908 1171 1163 1201">◇ 対象外となる事案</p> <p data-bbox="908 1218 1638 1293">① 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合。</p> <p data-bbox="937 1310 1608 1386">具体的には、 オ その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合</p> <p data-bbox="949 1444 1323 1474">例えば以下の場合が考えられる。</p> <p data-bbox="961 1533 1626 1608">a 上記ア～エの場合以外であって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられる場合</p> <p data-bbox="961 1667 1626 1696">b 納付したと主張する時期において免除の記録がある場合</p> <p data-bbox="961 1713 1638 1831">c 当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張する場合(口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張する場合等)</p> <p data-bbox="961 1848 1626 1923">d 過年度の国民年金保険料を市町村に納付したと主張するもの</p> <p data-bbox="961 1940 1638 1969">e 過年度の国民年金保険料を納付書によらない方法で納</p>	<p data-bbox="1697 239 2338 331">年金事務所段階における訂正処理基準・要領</p> <p data-bbox="1668 365 2398 441">○ 1年以下の未納期間に対する現年度の保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合</p> <p data-bbox="1668 457 1982 487">◇ 訂正処理基準該当要件</p> <p data-bbox="1709 499 1786 529">省略</p> <p data-bbox="1668 546 2012 575">◇ 訂正処理基準不該当要件</p> <p data-bbox="1709 588 1786 617">省略</p> <p data-bbox="1668 814 2398 932">○ 現年度・過年度納付を問わず、1年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合</p> <p data-bbox="1668 949 2398 1066">○ 現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合</p> <p data-bbox="1668 1083 1982 1113">◇ 訂正処理基準該当要件</p> <p data-bbox="1709 1125 1786 1155">省略</p> <p data-bbox="1668 1171 2012 1201">◇ 訂正処理基準不該当要件</p> <p data-bbox="1668 1218 2398 1335">ウ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合</p> <p data-bbox="1668 1352 2398 1428">(オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合</p> <p data-bbox="1727 1444 2398 1520">例えば次の i から vi までのいずれかに該当する場合が考えられる。</p> <p data-bbox="1727 1537 2398 1654">i (ア)から(エ)までに該当しないものであって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられるもの(預かり証に係る事案に該当する場合を除く。)</p> <p data-bbox="1727 1671 2398 1701">ii 納付したと主張する時期において免除の記録があるもの</p> <p data-bbox="1727 1717 2398 1835">iii 申立期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張しているもの(口座振替制度開始前に口座振替で納付したとする主張するもの等。)</p> <p data-bbox="1727 1852 2398 1927">iv 過年度の国民年金保険料を市町村に納付したと主張するもの</p> <p data-bbox="1727 1944 2398 1974">v 過年度の国民年金保険料を納付書によらない方法で納</p>	

<p>国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について H23.9</p> <p>○ 過年度納付が可能な期間に係る申立てについて</p> <p>○ 同居親族の国民年金保険料が納付済である場合の申立て</p> <p>◇ 対象事案 省略</p> <p>◇ 対象外となる事案</p> <p>② 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合</p> <p>オ その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合</p>	<p>付したと申し立てているもの</p> <p>○ 未納期間に対する過年度の保険料納付の申立てであって、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>○ 現年度・過年度納付を問わず、未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>◇ 対象となる事案 省略</p> <p>◇ 対象外となる事案</p> <p>① 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合。</p> <p>具体的には、</p> <p>オ その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合</p> <p>例えば以下の場合が考えられる。</p> <p>a 上記ア～エの場合以外であって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられる場合</p> <p>b 納付したと主張する時期において免除の記録がある場合</p> <p>c 当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張する場合(口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張する場合等)</p> <p>d 過年度の国民年金保険料を市町村に納付したと主張するもの</p> <p>e 過年度の国民年金保険料を納付書によらない方法で納付したと申し立てているもの</p>	<p>付したと申し立てているもの</p> <p><u>vi 20歳到達前の期間や昭和61年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を申立しているもの</u></p> <p>○ 未納期間に対する過年度の保険料納付に係る事案あって、次の全ての要件に該当する場合</p> <p>○ 現年度・過年度納付を問わず、未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>◇ 訂正処理基準該当要件 省略</p> <p>◇ 訂正処理基準不該当要件</p> <p>ウ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合</p> <p>(オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合</p> <p>例えば次の i から vi までのいずれかに該当する場合が考えられる。</p> <p>i (ア)から(エ)までに該当しないものであって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられるもの(預かり証に係る事案に該当する場合を除く。)</p> <p>ii 納付したと主張する時期において免除の記録があるもの</p> <p>iii 申立期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張しているもの(口座振替制度開始前に口座振替で納付したとする主張するもの等。)</p> <p>iv 過年度の国民年金保険料を市町村に納付したと主張するもの</p> <p>v 過年度の国民年金保険料を納付書によらない方法で納付したと申し立てているもの</p> <p><u>vi 20歳到達前の期間や昭和61年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を申立しているもの</u></p>	<p>納付することが困難な状況についての具体的なものを総務省の記録回復基準整理票を参考に追加しました。</p> <p>納付することが困難な状況についての具体的なものを総務省の記録回復基準整理票を参考に追加しました。</p>
---	--	---	---

国民年金の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(災害等により被保険者記録が滅失した場合)

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
<p>災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準について H22.9</p>	<p>災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準の事務取扱要領 100号 H24.4</p>	<p>年金事務所段階における訂正処理基準・要領</p>	

◇ 対象となる事案 省略	◇ 対象となる事案 省略	◇ 訂正処理基準該当要件 省略	
-----------------	-----------------	--------------------	--

厚生年金保険の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(不適正な遡及処理事案の同僚事案)

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
<p>あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について H20.9</p> <p>◇ 該当する事案 省略</p> <p>◇ 該当しない事案 ○ 法人の役員を除く。</p>	<p>年金記録に係る確認申立てに関する事務処理要領 106号 H25.5</p> <p>◇ 対象となる事案 省略</p> <p>◇ 対象外となる事案 ① 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合 ② 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる又は保険料を控除していない等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していたことを含む。)が確認できる場合</p>	<p>年金事務所段階における訂正処理基準・要領</p> <p>◇ 訂正処理基準該当要件 省略</p> <p>◇ 訂正処理基準不該当要件 ○ 年金事務所段階における訂正処理対象外要件 ア 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合 イ 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合</p>	<p>基準の要件に該当しないものではないので、訂正処理基準不該当要件とは別に年金事務所段階における訂正処理対象外要件という項目を設け、そこに明示するようにしました。 (以下他の基準においても当該項目がある場合は同様に変更)</p>

厚生年金保険の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案)

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
<p>厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について H20.12</p> <p>◇ 該当する事案 省略</p> <p>◇ 該当しない事案 省略</p>	<p>年金記録に係る確認申立てに関する事務処理要領 106号 H24.8</p> <p>◇ 対象となる事案 省略</p> <p>◇ 対象外となる事案 省略</p>	<p>年金事務所段階における訂正処理基準・要領</p> <p>◇ 訂正処理基準該当要件 省略</p> <p>◇ 訂正処理基準不該当要件 省略</p>	

厚生年金保険の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(不適正な遡及訂正処理の可能性のある抽出3条件に該当する事案)

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
<p>厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る社会保険事務所段階での回復について H21.12</p> <p>◇ 該当する場合 省略</p> <p>◇ 該当しない場合 省略</p>	<p>年金記録に係る確認申立てに関する事務処理要領 106号 H24.8</p> <p>◇ 対象となる事案 省略</p> <p>◇ 対象外となる事案 省略</p>	<p>年金事務所段階における訂正処理基準・要領</p> <p>◇ 訂正処理基準該当要件 省略</p> <p>◇ 訂正処理基準不該当要件 省略</p>	



厚生年金保険の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理が窺える脱退手当金)

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
<p>厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会事務所段階での記録回復について H21.12</p> <p>◇ 対象となる事案 省略</p> <p>◇ 対象外となる事案 省略</p>	<p>年金記録に係る確認申立てに関する事務処理要領 106号 H24.8</p> <p>◇ 対象となる事案 省略</p> <p>◇ 対象外となる事案 省略</p>	<p>年金事務所段階における訂正処理基準・要領</p> <p>◇ 訂正処理基準該当要件 省略</p> <p>◇ 訂正処理基準不該当要件 省略</p>	

厚生年金保険の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(支給日より前に脱退手当金未支給期間がある脱退手当金)

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
<p>厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会事務所段階での記録回復について H22.4</p> <p>◇ 対象となる事案 省略</p> <p>◇ 対象外となる事案 省略</p>	<p>年金記録に係る確認申立てに関する事務処理要領 106号 H24.8</p> <p>◇ 対象となる事案 省略</p> <p>◇ 対象外となる事案 省略</p>	<p>年金事務所段階における訂正処理基準・要領</p> <p>◇ 訂正処理基準該当要件 省略</p> <p>◇ 訂正処理基準不該当要件 省略</p>	

厚生年金保険の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(災害等により被保険者記録が滅失した場合)

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
<p>災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準 H22.9</p> <p>◇ 対象となる事案 省略</p>	<p>災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準の事務取扱要領 100号 H24.4</p> <p>◇ 対象となる事案 省略</p>	<p>年金事務所段階における訂正処理基準・要領</p> <p>◇ 訂正処理基準該当要件 省略</p>	

厚生年金保険の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(紙台帳が存在するものの、当該紙台帳等の記載からは資格喪失年月が確認できない場合)

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
	<p data-bbox="943 321 1605 457">紙台帳等が存在するものの、当該紙台帳等の記載からは資格喪失年月日が確認できない場合における資格喪失年月日の設定手順(諸規定によらない定め) H24.10</p> <p data-bbox="914 478 1142 554">◇ 対象となる事案 省略</p>	<p data-bbox="1715 321 2353 407">年金事務所段階における訂正処理基準・要領</p> <p data-bbox="1656 478 1976 554">◇ 訂正処理基準該当要件 省略</p>	

厚生年金保険の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(軍歴証明書がある事案)

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
	<p data-bbox="943 737 1605 823">軍歴証明書がある事案に係る厚生年金保険の記録回復要領について(指示・依頼) H24.3</p> <p data-bbox="914 852 1101 928">◇ 積極的要件 省略</p> <p data-bbox="914 945 1101 1020">◇ 消極的要件 省略</p>	<p data-bbox="1715 737 2353 823">年金事務所段階における訂正処理基準・要領</p> <p data-bbox="1656 852 1976 928">◇ 訂正処理基準該当要件 省略</p> <p data-bbox="1656 945 2006 1020">◇ 訂正処理基準不該当要件 省略</p>	

厚生年金保険の年金事務所段階における訂正処理基準・要領(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第1条又は第22条に規定する場合)

社会保険庁・厚生労働省	日本年金機構	厚生労働省年金局	変更理由
<p data-bbox="216 317 863 457">厚生年金特例法に基づく総務省年金記録確認第三者委員会による意見(包括的意見)を踏まえた年金事務所段階での記録回復について H23.8</p> <p data-bbox="231 569 308 600">省略</p>	<p data-bbox="943 317 1584 407">年金記録に係る確認申立てに関する事務処理要領 107号 H24.8</p> <p data-bbox="952 569 1029 600">省略</p>	<p data-bbox="1715 317 2356 506">(年金事務所段階における訂正処理基準・要領) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第1条及び第22条</p> <p data-bbox="1694 569 1771 600">省略</p>	

# 厚生年金特例法に基づく年金事務所段階での記録訂正に係る厚生労働省令について

- 厚生年金特例法においては、年金事務所段階での記録訂正基準を同法第1条第2項の厚生労働省令で定めることとしているが、旧船員保険法、旧農林共済法の受給権者についての年金事務所段階での記録訂正基準は、同法附則第3条第2項の厚生労働省令で定めることとなっている。
- これらの厚生労働省令は、総務省年金記録確認中央第三者委員会の包括的意見の3事案（賞与事案、同一企業等内転勤事案、申立てに関連する資料がある一般的事案）と同様のものを定めることを基本とするが、旧船員保険法、旧農林共済法の受給権者については、申立てに関連する資料がある一般的事案と同様のもののみ定めることとする。

## 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）

### 第一条（略）

2 前項に定めるもののほか、厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項の規定による訂正の請求があった場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。）に該当する場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認められる場合には、厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行うことができる。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

### 3 ～ 9（略）

#### 附 則

### 第三条

2 旧船員保険法その他前項の厚生労働省令で定める法令の適用に関し、第一条第二項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認められる場合には、同項の厚生労働省令で定める場合に該当すると認められる場合とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な読替えは、厚生労働省令で定める。

## 厚生年金特例法の年金事務所段階の記録訂正処理基準における旧船保、旧農林の取扱い

厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当する事案等に関する意見(平成23年6月14日年金記録確認中央第三者委員会)	旧船保、旧農林
<p><b>(1) 賞与事案</b></p> <p>給与明細書又は賃金台帳等により、平成15年4月以降の厚生年金保険の被保険者期間に支払われた賞与について申立に係る保険料が控除されている事案</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">〔旧船員保険、旧農林の受給権者については、それぞれ昭和60年改正、平成13年改正前に受給権の発生した者なので、賞与事案は存在しない。〕</p>
<p><b>(2) 同一企業等内転勤事案</b></p> <p>同一企業グループ内の事業所間における転勤に伴い、旧事業所における資格喪失から新事業所での資格取得までの間に1ヶ月間の被保険者期間の空白があり、一定の要件に該当する事案</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">〔中央第三者委員会の意見の同一企業等内転勤事案の考え方は、厚生年金制度間の転勤を想定しているものであり、当該意見を発出するに当たり中央第三者委員会で分析した転勤事案もすべて厚生年金制度間の事案であったことから、旧船保、旧農林についての転勤事案が、年金事務所段階で記録訂正してよい事案であるとは言えない。〕</p>
<p><b>(3) 申立てに関連する資料がある一般的事案</b></p> <p>申立期間中に申立人の勤務した事業所が、適用事業所であり、かつ、勤務実態があるととも給与から保険料が控除されていることが給与明細書又は賃金台帳により確認できる事案</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p style="text-align: center;">〔給与から保険料が控除されていることが直接的資料で確認できる場合は、厚年に限らず、旧船保、旧農林においても、厚生年金特例法事案であることが明確な事案であり、中央第三者委員会の意見も年金事務所段階で記録訂正できることを前提に発出されている。〕</p>

# 厚生年金特例法施行規則(案)と総務省年金記録確認第三者委員会の包括的意見との比較

## 厚生年金特例法施行規則の改正案

(法第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合)

### 第一条 (略)

- 一 事業主が厚生年金保険法第八十四条第二項の規定により当該被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

### 二 次のイからハまでに掲げる場合のいずれにも該当する場合

#### イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

- (1) 当該被保険者が、対象事業所(当該被保険者を使用していた事業主の適用事業所をいう。以下この号及び第三号において同じ。)から特定事業所(当該被保険者を使用していた事業主と密接な関係にある事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)に異動させられた場合であって、かつ、当該対象事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該特定事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合
- (2) 当該被保険者が、特定事業所から対象事業所に異動させられた場合であって、かつ、当該特定事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該対象事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

#### ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

- (1) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

## 年金記録確認第三者委員会の包括的意見

### (1) 賞与事案

申立人の事案が、給与明細書又は賃金台帳等により、平成15年4月以降の厚生年金保険の被保険者期間に支払われた賞与について申立てに係る保険料が控除されていることが確認できる場合

### (2) 同一企業等内転勤事案

申立人の事案が、同一企業グループ内の事業所間における転勤に伴い、旧事業所における資格喪失から新事業書での資格取得までの間に1ヶ月間の被保険者期間の空白がある場合において、次のア及びイに該当するとき。

#### ア 勤務の継続

人事記録・人事カード・出勤簿等により、申立期間中、新旧いずれかの適用事業所(法律上の適用事業所要件を満たす未適用事業所を含む。)において勤務していたことが確認できるとき

#### 又は

事業主が「申立期間中、申立人が新旧いずれかの事業所において勤務していた」旨の供述を行ったとき

## 厚生年金特例法施行規則の改正案

## 年金記録確認第三者委員会の包括的意見

(2) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していたことを認めている場合

ハ 当該被保険者を使用していた事業主が、厚生年金保険法第八十四条第一項又は第二項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、法第二条第一項の規定により特例納付保険料(同条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。)を納付する意思を表示している場合

イ 保険料の控除

事業主が、「申立期間中に保険料も控除していた」旨の供述を行い、特例納付保険料の納付に同意している場合

三 事業主が当該被保険者を使用していた事実及び当該事業主が厚生年金保険法第八十四条第一項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

(3)申立てに関連する資料がある一般的事案((1)(賞与事案)及び(2)(同一企業等内転勤事案)に該当するものを除く。)

申立人の事案が、申立期間中に申立人の勤務した事業所が、申立期間当時、適用事業所(法律上の適用事業所要件を満たす未適用事業所を含む。)であり、かつ、勤務実態があるとともに給与から保険料が控除されていることが当該申立期間について給与明細書又は賃金台帳等により確認できる場合

### 【旧船員保険法、旧農林共済関係】

(法第一条第二項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合)

第二十二條 法附則第三条第二項に規定する法第一条第二項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合は、請求期間について、旧船員保険法第十条に規定する船舶所有者又は農林漁業団体が旧船員保険法による船員保険の被保険者又は旧農林共済組合(平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。)の組合員を使用していた事実及び当該船舶所有者又は当該農林漁業団体が旧船員保険法第六十二条第一項又は旧農林共済法第五十六条第二項の規定により当該被保険者又は当該組合員の負担すべき保険料又は掛金に相当する金額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合であつて、かつ、当該被保険者に係る旧船員保険法第六十一条の保険料又は当該組合員に係る旧農林共済法第五十六条第一項の掛金を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とする。